

建築基準法第 5 1 条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について【小倉北区】

【建築基準法第 5 1 条（要旨）】

都市計画区域内においては、ごみ処理施設などの政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が、当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築し、又は増築することができる。

【申請概要】

申請者	敷地の位置（用途地域）	面 積	備 考（処理施設の種類及び処理能力）
西鉄メタル株式会社 代表取締役 森山 義洋	北九州市小倉北区西港町 62 番 10 他 3 筆 (工業専用地域)	敷地面積 56,112.66 m ² 建築面積 13,737.88 m ² (申請部分 8,885.57 m ²) 延床面積 14,109.46 m ² (申請部分 9,120.45 m ²)	処理施設の種類 産業廃棄物処理施設及び 一般廃棄物処理施設 処理能力 産業廃棄物処理施設 <u>廃プラスチック類の破碎施設</u> 456 t / 日 (16 時間) 312.6 t / 日 (24 時間) 木くずの破碎施設 442 t / 日 (24 時間) がれき類の破碎施設 459 t / 日 (24 時間) 一般廃棄物処理施設 347.3 t / 日 (5 時間)

【許可を必要とする理由】

申請者は、北九州市小倉北区西港町 62 番 10 他 3 筆において、平成 28 年 12 月 6 日に建築基準法 5 1 条ただし書許可を受けた産業廃棄物施設及び一般廃棄物処理施設にて、自動車や使用済み家電製品等の破碎・選別処理を行い、鉄や非鉄金属及びプラスチックなどの有価物を回収するリサイクル事業を営んでいる。

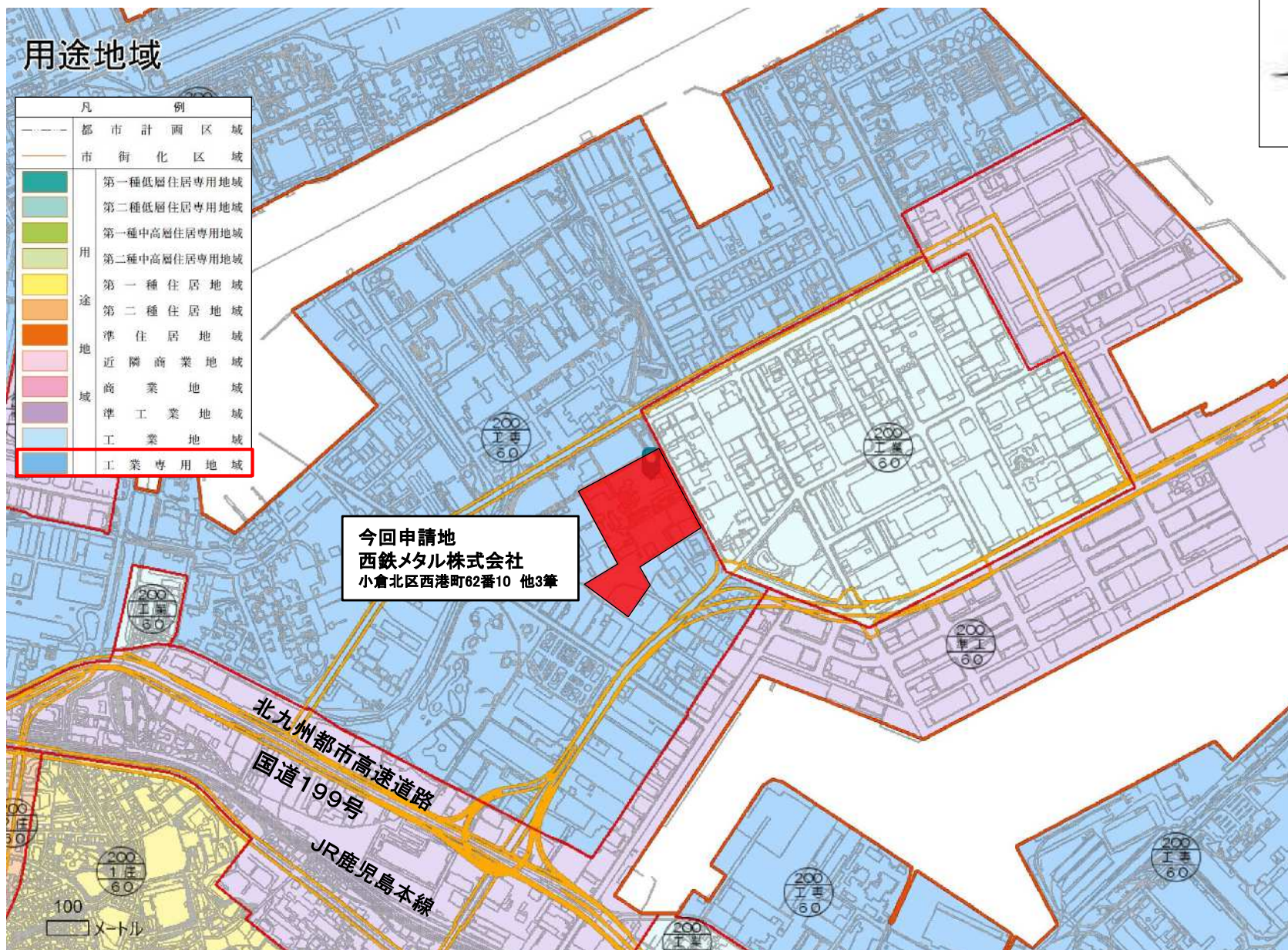
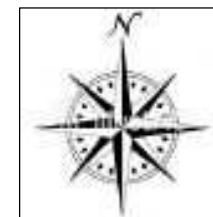
今回、資源回収率や取扱量の向上を目的に、既存施設で破碎した自動車や使用済み家電製品等のシュレッダーダストを再処理する施設の新設を計画している。新設に合わせ、新たに外部から自動車や使用済み家電製品等のシュレッダーダストを受け入れる計画である。

新設する施設は、破碎機と篩選別機、磁選機、風力選別機等の選別ラインを合わせた破碎・選別施設であり、付属の建築物と合わせ 4 棟の建築物の増築となる。これにより廃プラスチック類の破碎施設の処理能力の合計が、当初許可時の 1.5 倍を超え、建築物の建築面積及び延床面積の各合計も 1.5 倍を超えることから、建築基準法第 5 1 条ただし書き許可の申請がなされたもの。

当該処理施設が、建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による許可が必要である産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の破碎施設）に該当するため、都市計画審議会の議を経て許可を行うものである。

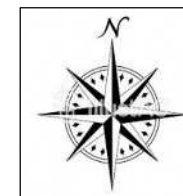
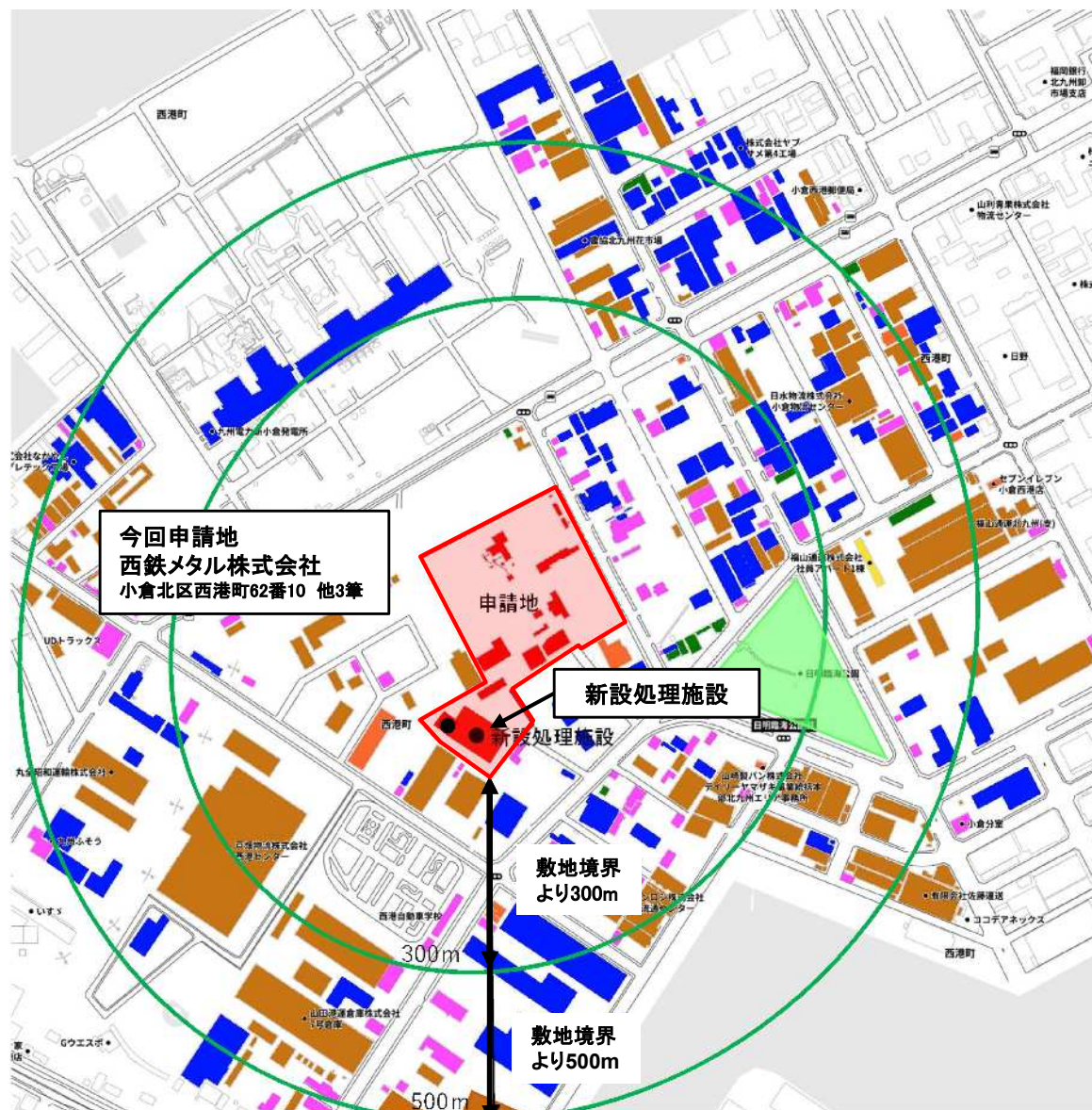
建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【小倉北区】 付近見取図（用途地域図）

議題第428号



建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【小倉北区】
用途現況図

議題第428号



建物等用途の色	
	申請地
	工場
	倉庫
	車庫
	事務所
	店舗
	公園
	住居
	海・河川

縮尺：1/7700

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について【小倉北区】 運搬計画図（北九州市全域）

議題第428号



凡例
— : 搬入経路
— : 搬出経路

山口県など九州外からの搬入

国内再生プラ工場へ搬出

製鉄工場へ搬出

非鉄買取業者へ搬出

申請地

市外セメント工場へ搬出

九州圏内から搬入

九州圏内から搬入

1. 計画概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、九州内や山口県など九州外の各企業より排出された産業廃棄物及び九州内や山口県など九州外の各市町村から委託を受けた一般廃棄物を当該施設に搬入する。

加えて今回、九州内外から自動車やその他産業廃棄物のシュレッダーダストが追加される。

搬入・搬出に係る運搬経路は、九州自動車道、北九州市都市高速、国道199号などの一般道を主に使用する。

【搬入量】 搬入700t/日、搬出700t/日（既存：630t/日、今回：70t/日）

【搬入台数】 搬入116台/日（既存：109台/日、今回：7台/日）

搬出72台/日（既存：65台/日、今回：7台/日）

【搬入経路】

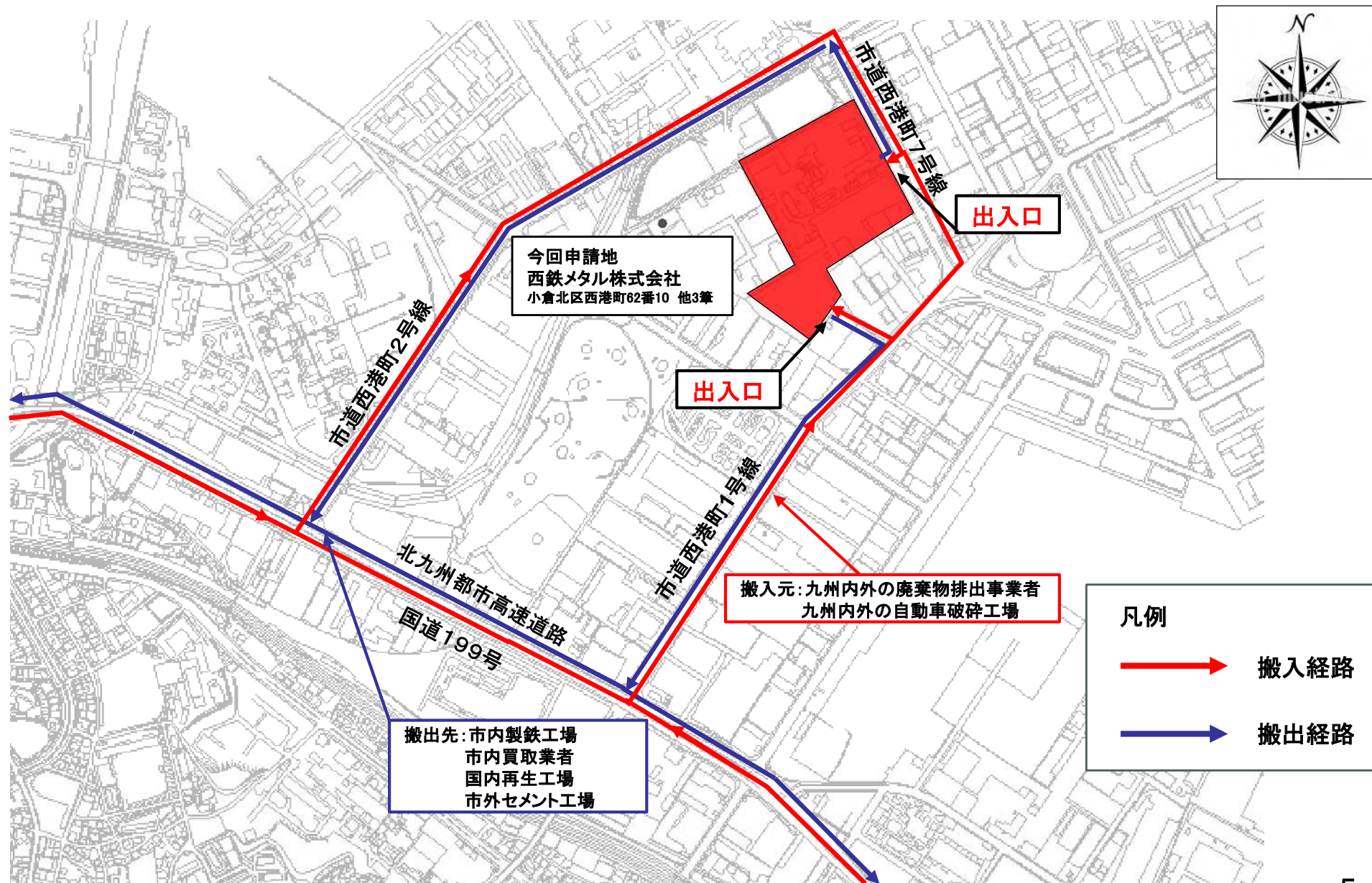
（搬入）九州内や山口県など九州外の廃棄物排出事業者、九州内外の自動車破砕工場

（搬出）〔鉄〕市内製鉄工場、〔非鉄金属〕市内買取業者

〔プラスチック〕国内再生工場、〔選別残渣〕市外セメント工場

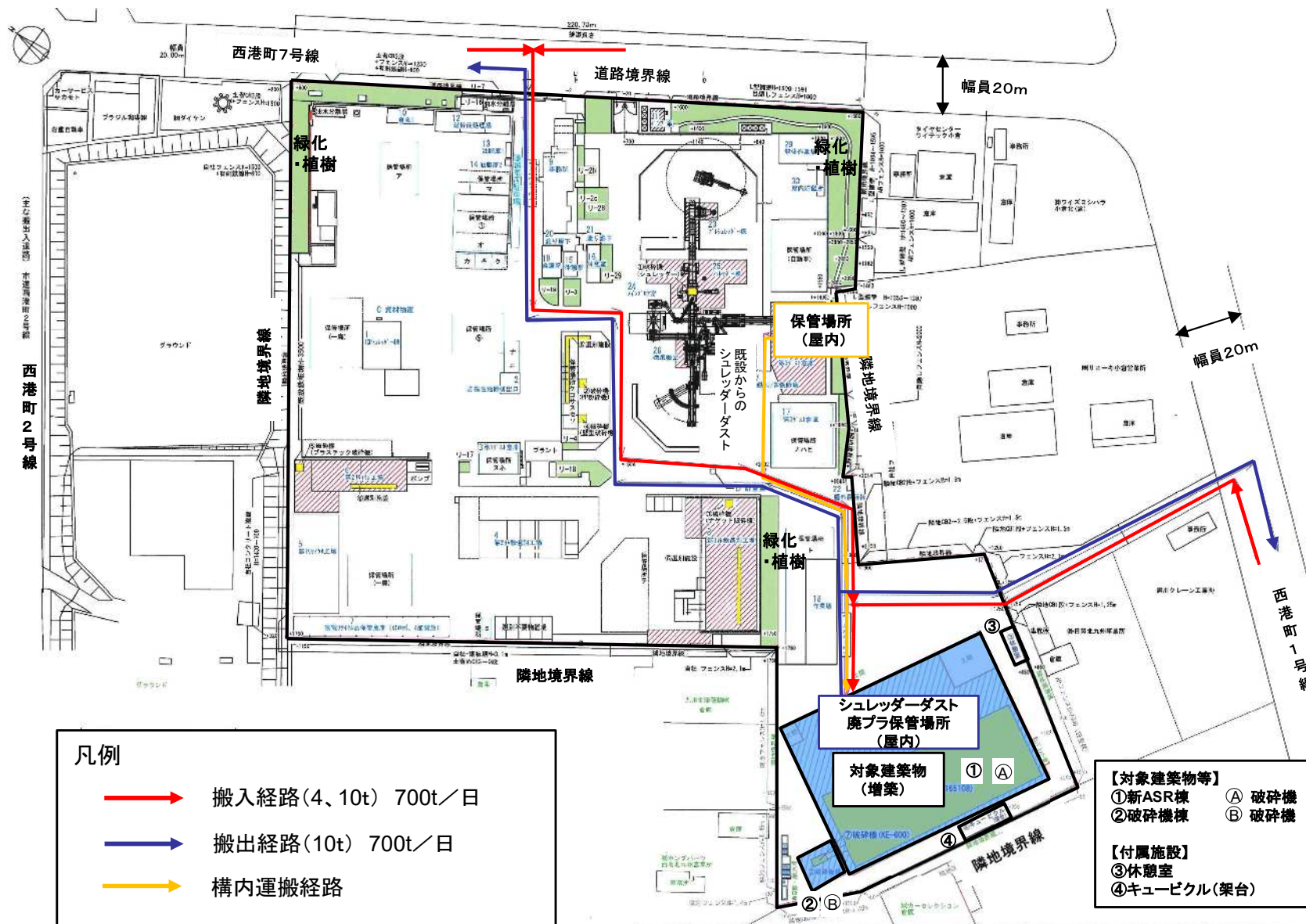
建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【小倉北区】 運搬計画図（申請地周辺）

議題第428号



建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【小倉北区】 処理施設の配置図

議題第428号



議題第428号

